

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

(請求書管理システムの改修等支援)

【C-2型】パッケージ製品およびサービス登録について

公募要領

軽減税率対策補助金事務局

2019年1月29日

1. 趣旨

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業（以下、「本事業」という）では、中小企業・小規模事業者等が軽減税率に対応（区分記載請求書等保存方式※1 に対応した請求書等の発行）するために請求書管理システムのソフトウェアを自ら導入するにあたり、対応が可能なパッケージ製品およびサービスを軽減税率対策補助金事務局（以下、「事務局」という）に登録することで、中小企業・小規模事業者等が安心して軽減税率への対応ができるよう、請求書管理システムのパッケージ製品およびサービスの募集・登録を受付けます。

請求書管理システムのパッケージ製品およびサービスの登録（補助対象範囲）は、「請求書管理システムの機能」※2 のみとします。ただし、補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品およびサービスについては、当該パッケージ製品およびサービスの1/2を補助対象経費として登録されます（交付申請においては、これに補助率を乗じるものとします。）。

なお、登録していないパッケージ製品およびサービスは、本補助金の交付を行うことができません。

※1 区分記載請求書等保存方式の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ A	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 A △△商事株式会社

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
軽減税率対象 A		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
8%対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事株式会社

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書 (軽減税率対象) A		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮ B	⋮
合計		43,200円

△△商事株式会社

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮ B	⋮
合計		88,000円

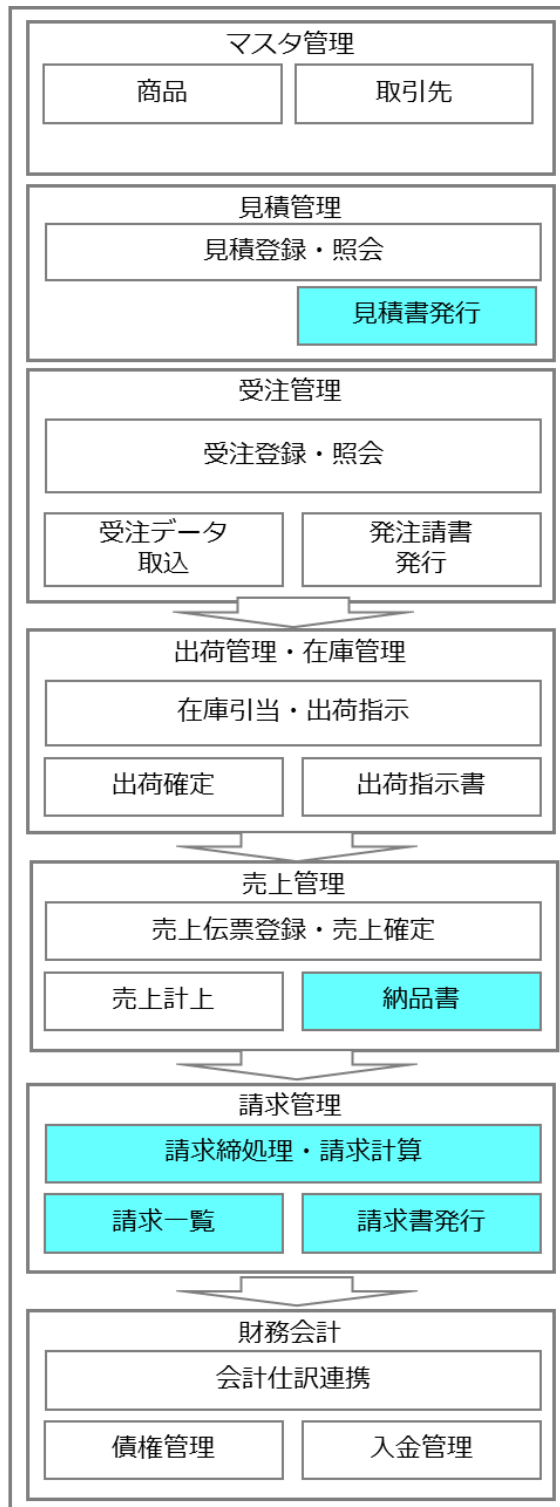
△△商事株式会社

- Ⓐ 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- Ⓑ 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。

※2 2023年10月から導入される「適格請求書等保存方式」に対応する場合も補助対象となります。

※2 パッケージ製品およびサービスの登録について（補助対象範囲）



水色の部分が請求書管理システムの機能の範囲且つ、補助対象範囲です。

2. 登録可能なパッケージ製品およびサービスについて

(1) 登録可能なパッケージ製品およびサービスの要件

以下のような、パッケージ製品およびサービスを事務局に登録できます。

- ① 軽減税率に対応するパッケージ製品またはサービスであること
- ② 請求書発行機能を含むパッケージ製品またはサービスであること
- ③ 区分記載請求書等保存方式に対応する請求書発行システムであること
- ④ 中小企業者等が自らインストールすることが可能なパッケージ製品およびサービスであること
- ⑤ 購入・契約した製品・サービスを一意に識別できるシリアルナンバー、プロダクトキー、アカウントナンバー等を製品カード、シール、保証書、HP（マイページ等）で中小企業者等自らが確認可能であること

(2) 登録可能な事業者の要件

- ① メーカー・システムベンダーを営む事業者であること。
- ② 軽減税率制度への準備に取り組む中小企業者等に対し請求書管理システムのパッケージ製品およびサービスを販売する事業者であること。
- ③ 日本国において事業を行う法人または個人であること。
- ④ 経済産業省又は中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構の所管補助金交付等の停止及び解約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。
- ⑥ 補助金業務の実施に必要な社内管理体制を有すること。
- ⑦ 情報セキュリティ対策の管理が実施されていること

(3) 登録した事業者の役割

パッケージ製品およびサービスの登録を希望される事業者については、以下の点について、留意の上、登録申請を行っていただきます。

- ・軽減税率制度に必要な対応を促すこと
- ・補助金に必要な対応を促すこと。
- ・お客様のサポート体制を構築すること

3. パッケージ製品およびサービスの登録取り消し

事務局は、登録されたパッケージ製品およびサービスが以下の事項に該当すると判断した場合、パッケージ製品およびサービスの登録を取り消すことができます。

- (1) 本公募要領で規定するパッケージ製品およびサービスの要件を欠く、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な内容があると認められる場合

4. 申請方法

(1) 申請書の入手方法

- ① <http://kzt-hojo.jp> にアクセスして、以下の書類をダウンロード
 - ・パッケージ製品およびサービス登録申請書
 - ② 必要事項記載の上、提出書類一式を揃え、軽減税率対策補助金事務局に書類を郵送および別途受付メールアドレス (c2@kzt-hojo.jp) に送付
- ※書類の不備については、受付されない可能性がありますので十分留意してください。

(2) 提出書類

No.	様式	書類名	提出方法
1	指定 (様式 C2-1)	パッケージ製品およびサービス登録申請書	押印・郵送
2	指定 (様式 C2-2)	パッケージ製品およびサービス登録リスト	郵送およびメール
3	任意	紙や Web 等の製品カタログ (金額ならびに、有する機能や複数税率への対応内容が確認できるもの)	郵送

※必要に応じて追加の情報の提出をお願いする場合があります

(3) 登録申請受付期限

2019年6月28日 (消印有効) までに、登録申請をしてください。

なお、受付から登録まで2週間程度時間を要することもありますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

(4) 提出先・問い合わせ先

《提出先》

〒104-8689

晴海郵便局 京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 パッケージ製品およびサービス登録係 C2型 宛

※ 局留めのため、郵便での提出をお願いいたします。

《問い合わせ先》

軽減税率対策補助金事務局 問い合わせ窓口

TEL：0570-053-555 (ナビダイヤル 有料)

IP 電話からのお問い合わせ先：03-6627-1316 (有料)

受付時間：平日 9時～17時

HP：<http://kzt-hojo.jp>

※指定事業者、製品登録等に関わるお問い合わせを受け付けております。

(5) 選定後の予定

- ・審査の結果については、承認・不承認に関わらず、通知を行います。
- ・登録されたパッケージ製品およびサービスは、上記ホームページに公開させていただきます。